

ADRの現場から

184

不動産会社が知つておくべき
トラブル解決ノウハウ

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟などをもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。事業者は当事者同士の板挟みとなり時間と労力を浪費していくケースも多くあるが、ここでADRという話し合いによる具体的な解決策を提案することは非常に前向きなことだ。また、トラブル解決の手助けは、消費者からの信頼獲得にもつながる。ここでは、地域で活躍する不動産会社のADR等を活用したトラブル事例を紹介する。

帝国データバンクが2020年度に上場しているホームセンター10社を対象として四半期業績を集計したところ、16社が前年同期比増収となっていました。コロナ禍期間中であっても、DIYが盛況であったのです。一般的にDIYはマイホームで行うものというイメージがあります。賃貸物件においては、原則として、物件に傷をつけるような行為をしてはいけません。ペンキを塗った

りするのはもちろん、壁に画鋲を刺すことにさえ気を遣う

必要があります。したがつて、通常の物件においてはDIYを楽しむことはできません。もし、勝手に様々なDIYを行ふと、退去の際にには元通りに原状回復をしなければなりません。ここで登場してきたのが「DIY賃貸物件」です。

これは賃貸物件でありながら、入居者がDIYをすることができる物件を指します。

これによると、①賃主は原

日本不動産仲裁機構

しかし、「DIYをしてても良い範囲はどこまでなのか」「等をしっかりと決めておかなければ、退去時にトラブルとなってしまう可能性もあるでしょう。なお、国土交通省では、賃貸住宅の流通促進の一環として、DIY型賃貸借の普及に取り組んでいます。そして、DIY型賃貸借の活用を促進し、DIY型賃貸借による契約当事者間のトラブルを未然に防止するという観点から、「DIY型賃貸借に関する契約書式例」や、「DIY型賃貸借に関するガイドブックや手引き」を作成し、公開しています。

このように、賃主と借主の契約をしっかりと定めることで、両者間のトラブルを未然に防ぐ効果があると考えられます。ですが、入居者同士のトラブルは防ぐことができません。入居者同士のトラブルとしては、①DIYをする際の騒音や粉じん、②DIYによる水漏れ、③使用する塗料を原因としたシックハウス症候群などがあります。

賃貸人や管理会社としては、貸す側が借りる側とトラブルを起こさないために契約をしっかりとしておくことがもちろんです。更に、入居者同士がトラブルになることがないよう、例えばDIYに使用できる建材や塗料に制限を設けておいたり、DIY工事をする際のルールを設定して周知徹底をすることが大切であると考えられます。